

尾張旭市議会基本条例評価シート

評価	A：概ねできている。	B：ある程度できている。
	C：あまりできていない。	D：まったくできていない。 ー：対象外

第9章 議会機能の充実強化

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価	改正の必要性
<p>（議会事務局の体制）</p> <p>第19条 議会は、議員の資質の向上を図り、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備に努めなければならない。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○法務機能の強化ができていないと感じる。 ○議会事務局職員の増員 	議会事務局職員の増員の必要性を検討していく。	B	無
<p>（議会図書の実施）</p> <p>第20条 議会は、議員の政策立案、政策提言等に資するため、議会図書室の図書並びに議会及び行政に関する資料の充実に努め、これを有効に活用しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○配架図書について市立図書館と連携 ○図書の配置の工夫 ○アンケートを実施 		議会図書室の更なる有効活用に努める。	B	無
<p>（議員研修）</p> <p>第21条 議会は、議員の政策立案、政策提言等の能力向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○議員力UP研修実施 ○愛知県町村議会広報研修会参加 ○新議員研修会実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○研修の成果が現状政策立案に生かされていない。 ○研修内容によって対象者が限定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○研修の成果を政策立案等につなげる仕組みを研究していく。 ○研修参加者の拡大について検討していく。 	A	無
<p>2 議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会の開催に努めるものとする。</p>	専門家による研修の実施	市民等との研修会は実施できていない。	市民等との研修や対象者を限定しない研修会開催について検討していく。	B	無